

大都市税財政制度調査特別委員会資料

「令和3年度 県の予算編成に対する要請」について

資料1 令和3年度 県の予算編成に対する要請の概要

資料2 令和3年度 県の予算編成に対する要請書

令和2年11月19日

財 政 局

令和 3 年度 県の予算編成に対する要請の概要

1 要請活動の目的

県内指定都市の県税収入額が県税収入全体の 6 割を超えていることで、県財政に大きく貢献していることや、本市民も県民として相応の県税負担をしていることを踏まえ、県の令和 3 年度予算編成に向けて要請を行うもの。

2 要請内容

(1) 概要

県と市のあるべき役割分担となっていないものや、税負担の公平性が損なわれているものを重点要請事項としている。

また、横浜市及び相模原市と協議し、共通する要請項目について、今年度からその旨を表記している。

(2) 要請項目

重点要請項目（5 項目）※昨年度 4 項目（2 増 1 減）

- 1 県単独補助事業における補助基準の格差是正等について【3 指定都市共通項目】
- 2 特別支援学校の受入枠の拡充について【川崎市・横浜市共通項目】
- 3 消防ヘリコプターに係る財政措置について【川崎市・横浜市共通項目】
- 4 法人県民税及び法人事業税の超過課税の活用について【川崎市・横浜市共通項目】
- 5 令和元年東日本台風による浸水被害等を踏まえた

一級河川（県管理）の治水対策の推進について

その他要請項目（1 1 項目）※昨年度 1 0 項目（1 増 0 減）

「神奈川県地域防犯力強化支援事業補助金について」は 3 指定都市共通項目

3 要請の方法、時期

県の予算編成時期を踏まえ、次のとおり県に対し要請活動を行います。

- (1) 1 2 月中旬に市長が知事に要請
- (2) 1 1 月下旬に市長が多摩川会（市内選出県議会議員）に説明
- (3) 市の所管部署から県の所管部署へ説明

令和3年度

県の予算編成に対する要請書

川崎市

川崎市政の推進につきましては、日頃から格別の御高配をいただき厚く御礼申し上げます。

大正13年に人口5万人で誕生した川崎市は、令和2年9月時点で人口が154万人に迫り、現在も伸び続けているとともに、生産年齢人口の割合が約7割を占める若い世代が支える都市です。

また、市内へ研究開発機関が次々に立地し、その数が約400に及ぶなど、近年、川崎の「成長力」が高まってきています。

こうした川崎をさらに、一步先へ、もっと先へ進めるため、「川崎市総合計画」の第2期実施計画期間において、「安心のふるさとづくり」と「力強い産業都市づくり」を基本とした「成長と成熟の調和による持続可能な最幸（さいこう）のまち かわさき」の実現をめざした取組を一層推進しているところです。

一方で、本市を含む指定都市は、圏域の中核都市としての役割や人口集中・産業集積に伴う都市的課題から生ずる大都市特有の財政需要があります。さらに、少子高齢化や人口減少により自治体の歳入増加が見込めない中、近年の大規模化する自然災害や新型コロナウイルス感染症への対応が求められているところです。こうした状況にあっても、多様化・増大化していく、県民・市民ニーズにきめ細かく対応するためには、県・市協調して地域経営の視点を持って効果的かつ効率的なサービスの提供に努めていくことが必要です。

県におかれましても、大変厳しい財政状況にあることは承知しておりますが、事業の実施に支障を生じさせないためには、県・市それぞれの責務を踏まえた取組が必要です。ここに掲げました要請事項は、それらを厳選したものであり、指定都市固有の要請事項もあります。

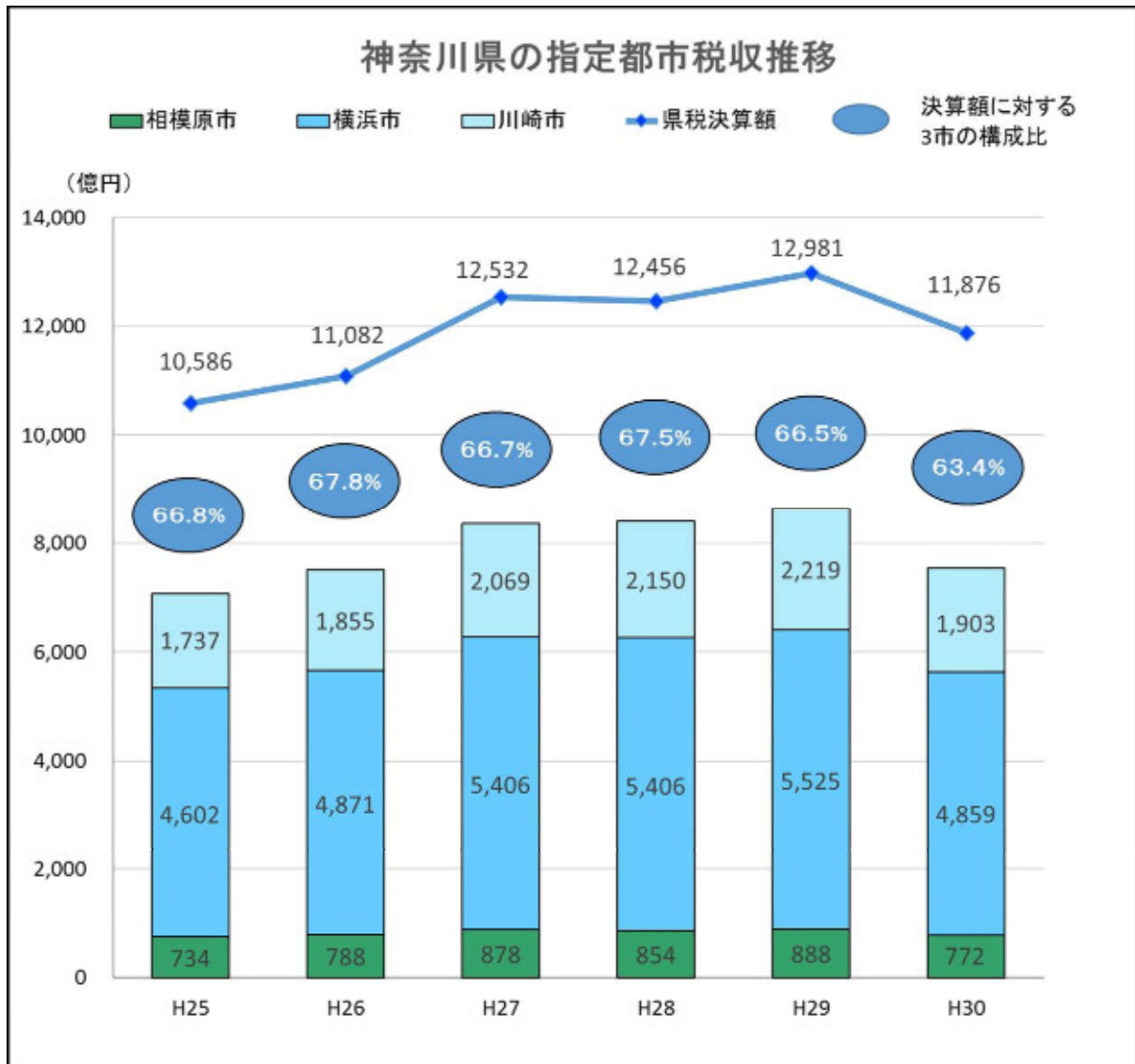
令和3年度の県予算編成にあたり、県内指定都市の県税収入額が県税収入額全体の6割以上を占め、県財政に大きく貢献していることも踏まえ、御配慮をお願いいたします。

令和2年10月

川崎市長 福田紀彦

県税収入における指定都市の貢献度

川崎市、横浜市及び相模原市の3指定都市の県税収入額は、県税決算額の6割を超えており、県財政に大きく貢献しています。



※指定都市の県税収入額は、神奈川県税統計における県税決算額の市町村別税収額（推計）による。
（表示単位未満四捨五入）

※平成30年度の収入額及び3市の構成比の減少は、県費負担教職員の市費移管に伴う税源移譲による。

目 次

重 点 要 請 事 項

県単独補助事業における補助基準の格差是正等について【3指定都市共通項目】	1
特別支援学校の受入枠の拡充について【川崎市・横浜市共通項目】	3
消防ヘリコプターに係る財政措置について【川崎市・横浜市共通項目】	5
法人県民税及び法人事業税の超過課税の活用について【川崎市・横浜市共通項目】	7
令和元年東日本台風による浸水被害等を踏まえた 一級河川（県管理）の治水対策の推進について	9

要 請 事 項

○安心のふるさとづくり

神奈川県地域防犯力強化支援事業補助金について【3指定都市共通項目】	13
新型インフルエンザ等対策に係る医療資器材等の整備支援について	15
鉄道駅のバリアフリー化整備事業に対する財政措置について	17
住宅・建築物の総合的な耐震対策による 安全・安心に暮らせるまちづくりの推進について	19
地籍調査事業の推進について	21
五反田川放水路整備事業の推進について	23
河川管理施設の老朽化等対策の推進について	25
川崎市内における県有施設等の活用等について	27

○力強い産業都市づくり

キングスカイフロント等の拠点形成を推進する羽田連絡道路と 臨海部地域の交通ネットワーク基盤の強化を図る国道357号等の整備について	29
広域鉄道ネットワークの機能強化について	31
拠点地区等の整備について	33

重 点 要 請 事 項

県単独補助事業における補助基準の 格差是正等について

【3 指定都市共通項目】

■ 要請事項

- 1 補助率等の取扱いに格差があるものについては、県税負担の実態を踏まえ、事業の重要性や事業開始の経緯を勘案の上、補助率を復元するなど、早急に格差是正に取り組むこと。
- 2 県単独補助金の見直しに際しては、県内市町村との十分な協議を行うこと。

■ 要請の背景

- 県単独補助事業の中に、指定都市とその他の市町村との間で補助率等の取扱いについて、格差が設けられているものがありますが、指定都市であるという理由をもって補助率に格差が設けられていることは不合理であり、本市民も県民として相応の県税負担をしている実態を考慮すると、租税負担の公平性が損なわれている状況です。
 - 指定都市は、道府県の広域行政としての役割の一部を担う一方で十分な財政措置はなされていません。
 - 令和2年3月に策定された県の「中期財政見通し」によると、成果に着目したスクラップ・アンド・ビルドを行い、既存施策・事業の徹底的な見直しをすることとされています。
- 仮に県単独補助金が一時的凍結又は廃止された場合、事業の執行に多大な影響を受けるとともに、ひいては市民サービスの低下を招くこととなります。

【県単独補助事業における補助率の格差】

名 称	格差の内容	当初補助率
ひとり親家庭等医療費 助成事業費補助金	【 補 助 率 】 指 定 都 市 1 / 3 一 般 市 1 / 2	【 補 助 率 】 指 定 都 市 1 / 2 一 般 市 1 / 2
小児医療費助成事業補 助金	【 補 助 率 】 指 定 都 市 1 / 4 一 般 市 1 / 3	【 補 助 率 】 指 定 都 市 1 / 2 一 般 市 1 / 2
重度障害者医療費給付 補助事業補助金	【 補 助 率 】 指 定 都 市 1 / 3 一 般 市 1 / 2	【 補 助 率 】 指 定 都 市 1 0 0 % 一 般 市 1 0 0 %
外国籍県民高齢者・障 害者等福祉給付金助成 事業補助金	【 補 助 率 】 指 定 都 市 対 象 外 一 般 市 1 / 2	【 補 助 率 】 指 定 都 市 対 象 外 一 般 市 1 / 2

この要請文の担当課／財政局財政部資金課 TEL 044-200-2183

特別支援学校の受入枠の拡充について

【川崎市・横浜市共通項目】

■ 要請事項

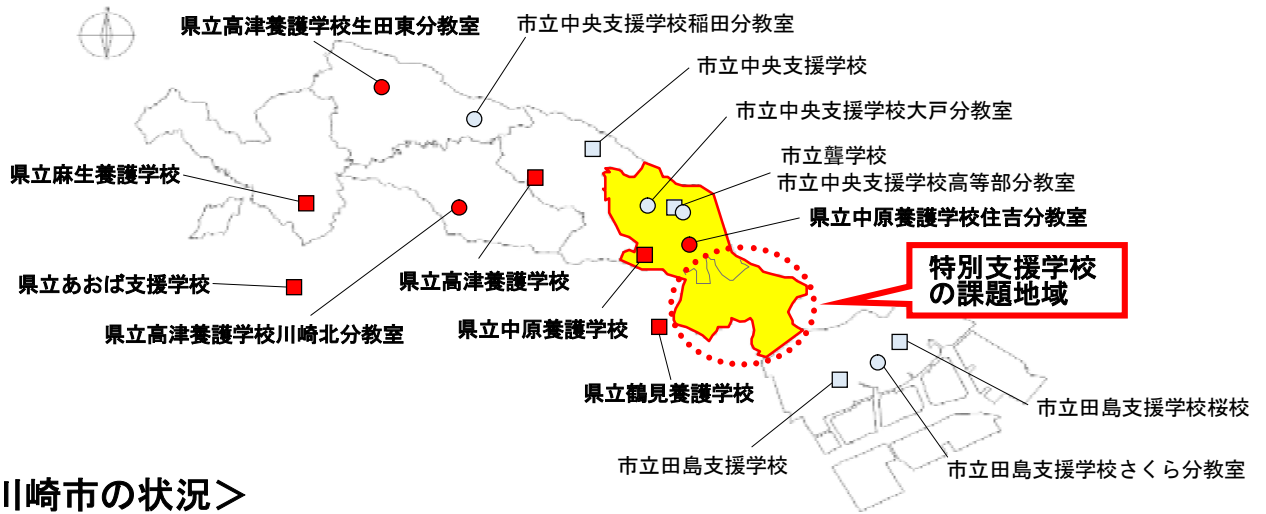
特別支援学校の過大規模化・過密化が進む川崎市において、県立特別支援学校の新設や既存県立学校の増改築により、特別支援学校の受入枠を拡充すること。

■ 要請の背景

- 特別支援学校の設置義務は、学校教育法第80条により県にあります。
- 本市は、これまで養護学校（現・特別支援学校）の義務化の前から県に先んじて養護学校を整備するとともに、特別支援学級の全校設置や通常の学級との交流など、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、着実に取り組んできました。
- 市内には、現在、市立特別支援学校が4校あります。また、県立特別支援学校は3校あり、川崎市の児童生徒だけでなく横浜市の児童生徒も在籍しています。
- 近年、本市では、障害のある児童生徒の増加等により、特別支援学校及び小中学校特別支援学級の在籍者が増加し過大規模化や過密化が進んでいます。特別支援学校においては受入枠が限界に達し、重度の障害のある児童生徒が小中学校の特別支援学級に在籍するケースも増加していることから、充実した指導が困難な状況です。
- また、文部科学省通知「特別支援学校における教室不足の解消について」によると、令和元年5月1日現在の公立特別支援学校における教室不足数は、神奈川県が全国で2番目に多く、これ以上既存校での受入枠の拡充は困難な状況と言えます。
- 「神奈川県の特別支援教育のあり方に関する検討会」が令和2年3月にまとめた「最終まとめ（報告）」においても、特別支援学校の「児童生徒数は、特に横浜・川崎地区等、増加が顕著な地域もあり、今後も一定の増加が見込まれる」とされ、課題解決のためには「各市町村との連携のもと、特別支援学校を適切に配置していくことが必要」とされています。

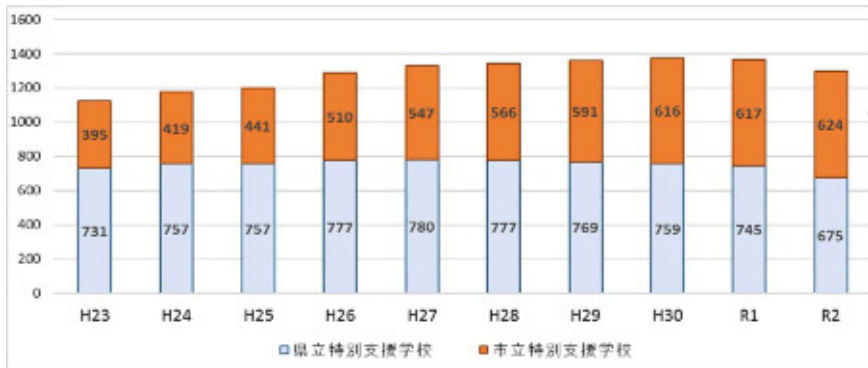
- 本市としても、課題解決に向けて、県とより一層連携して、特別支援学校の整備のあり方について、協議・検討を進めていきたいと考えています。
- 県においては、法令上の責務を果たしていない状況を早急に是正し、県立特別支援学校の新設や既存県立学校の増改築、分教室の設置などにより、受入枠を拡充されることを強く要請します。

<特別支援学校の配置図（令和2年5月1日現在）>



<川崎市の状況>

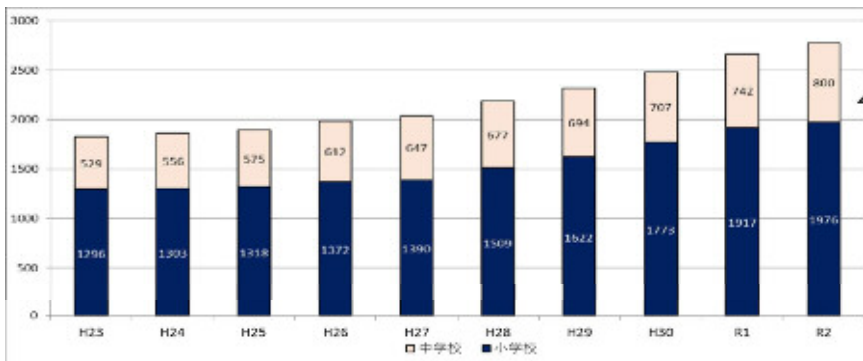
1 市内特別支援学校在籍者数の推移（市立・県立）



市内の県立特別支援学校の在籍者数はH27をピークに微減傾向だが、市立特別支援学校では、この10年間で約1.6倍に増加。

※県立特別支援学校在籍者数は、市内の中原養護、高津養護及び鶴見養護の在籍者数の合計数。※各年度の在籍者数は、「学校別在籍数」（神奈川県庁作成）より（令和2年度は12年次の学校別在籍数より）集計。

2 市立小中学校の特別支援学級在籍者数の推移



市立小中学校の特別支援学級在籍者数は、増加傾向にあり、この10年間で小中学校ともに約1.5倍に増加。

この要請文の担当課／教育委員会事務局学校教育部指導課 TEL 044-200-0365

消防ヘリコプターに係る財政措置について

【川崎市・横浜市共通項目】

■ 要請事項

本市消防ヘリコプターは、県内の広域応援活動に従事しており、県下市町村への持続的な応援体制を確保するため、航空隊の運営に係る経費に対して応分の負担をすること。

■ 要請の背景

- 本市は、「消防防災ヘリコプターの出動等に関する協定書」に基づき、県の要請に応じ、横浜地域、県央地域及び湘南地区の一部（11市町村）を応援担当区域として、主に山岳部における救助事案に対して応援活動を実施しており、消防組織法第30条により県が行うとされている県域内の市町村への航空機を用いた支援を、県に代わって実施しています。
- 本市は、安定的な災害対応を図るため、消防ヘリコプターを2機を保有しており、平成27年度に安全運航等を確保するために大型化した1機も含め、これらの整備・維持管理には多額の費用が必要であります。消防ヘリコプターの維持管理等に関しては国庫補助等がありません。
- 指定都市で消防ヘリコプターを所有し、道府県で所有していない自治体は、神奈川県を含めて5府県に限られます。神奈川県においては、平成28年度から、神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金（以下「県補助金」という。）を交付することになりましたが、補助対象となる経費は広域応援に必要な耐空検査、定期整備、修繕等に限られている上、上限が3千万円にとどまっており、依然として本市の財政に大きな負担となっております。
- 近年、消防防災ヘリコプターの事故が多発したため、令和元年9月に消防庁から、二人操縦士体制や安全管理体制の強化などに関する「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」が勧告として示されました。
- これを受け、運航体制の見直しによる人件費の増加のほか、本市保有機の限定資格の取得に係る操縦士の養成費が本市の財政に更なる負担となる見込みです。

■ 要請額

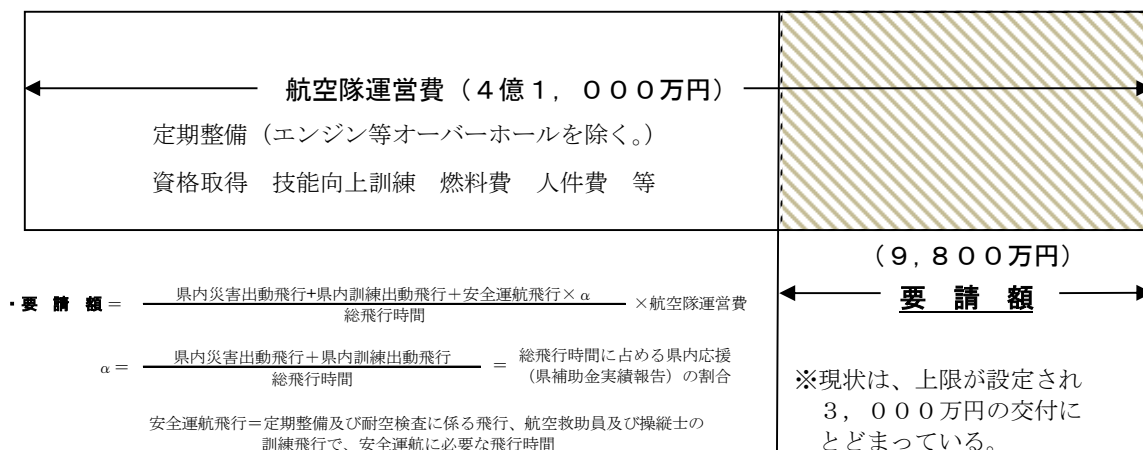
- 約9,800万円（本市航空隊運営費約4億1千万円のうち県内応援分）
※平成28年度～令和元年度の実績額及び令和2年度予算額の平均、並びに平成28年度～令和元年度の飛行実績を基に算出
※県補助金（上限3,000万円）を含む要請金額

■ 効果等

- 365日運航体制を確保し、広域応援体制を安定的に維持することにより、市内及び市域外の住民の安全安心の向上を図ることができます。

◆ 要請額の積算の考え方

航空隊運営費を、総飛行時間に占める県内災害出動、県内訓練出動及び安全運航に係る飛行時間の割合で按分したものの。



◆ 県内活動実績

＜広域応援出場＞			＜広域応援訓練等＞		
平成２８年度	救助出場	７件	平成２８年度		４８回
平成２９年度	救助出場	１０件	平成２９年度		３３回
平成３０年度	救助出場	１１件	平成３０年度		５５回
令和元年度	救助出場	１件	令和元年度		４９回

実施場所 横浜市、相模原市、厚木市、秦野市、伊勢原市、座間市、愛川町
平塚市、海老名市、小田原市等

- ◆ 道府県及び指定都市における消防ヘリコプターの所有状況及び費用負担の状況
指定都市所有 １２道府県のうち、神奈川県を含む５府県は指定都市のみ所有
※ ３県は県のみ所有



【費用負担の状況】

機体購入費と維持管理費等も県が負担・・・３県
機体購入費のみ県が負担・・・２県

神奈川県は機体購入費の負担も行っていますが、緊急防災・減災事業債を利用した場合の機体購入費の補助の上限が 700 万円程度であるなど、十分なものとなっていません。

この要請文の担当課／消防局総務部庶務課 TEL 044-223-2512
消防局警防部航空隊 TEL 03-3522-0159

法人県民税及び法人事業税の超過課税の活用について

【川崎市・横浜市共通項目】

■ 要請事項

- 1 超過課税の趣旨を踏まえ、指定都市・一般市の区別をせず、県域全体の持続的な発展に向け、県域全体への波及効果を踏まえた優先順位付けにより、効果的な事業に配分を行うこと。
- 2 超過課税を活用した事業の選択にあたっては、予算措置や配分額の決定における合理的な理由や算定根拠などの客観的なデータを明確に示すこと。
- 3 超過課税を活用した事業の対象や制度の概要を早急に示すとともに、制度の創設や運用にあたっては、市町村との間で十分に協議・調整を行うこと。
- 4 現行の政令市道路整備臨時補助金に市街地再開発の補助を追加した新たな補助金制度の創設にあたっては、相応な額を交付すること。また、市負担額全額を交付対象とするとともに、維持補修費についても交付対象とするなど、より実効性の高い制度設計とすること。

■ 要請の背景

- 県の超過課税による税収の活用にあたっては、基礎自治体として住民に身近な行政サービスの提供、大都市特例事務、人口集中や産業集積に伴う都市的課題への対応などを行う指定都市の役割と、広域自治体として県域全体の持続的な発展に向けた広域事務と基礎自治体の補完を行う県の役割を踏まえる必要があります。
- 県は、超過課税について「厳しい財政状況にあっても取り組むべき喫緊の行政課題に着実に、かつスピーディーに対応するため」のものであると説明していますが、喫緊に取り組むべき行政課題に着実に対応するための補助としては、十分な額が本市に交付されていません。また、超過課税を活用した補助金には、上限額が定められているもの、配分額が毎年度定額となっているもの、一般市のみが対象となるもの、一般市と補助率格差があるもの等がある状況です。

- 超過課税の活用にあたっては、県税収入の税源涵養効果や県域全域への波及効果を踏まえた優先順位付けにより、効果的な事業に配分を行うことが必要ですが、超過課税を活用した事業の採択や配分額の決定における合理的な理由が納税者に示されていません。
- 超過課税の延長においては、新たな使途として、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る経済対策や災害に強い県土づくりの推進に係る市街地整備補助の創設を行うとありますが、事業の対象や制度の概要などが具体的に示されておらず、市町村の予算編成に多大な影響がある状況です。早急にその内容を示すとともに、実際の制度の創設や運営にあたっては、十分に協議・調整を行っていただく必要があります。
- 超過課税を活用した現行の政令市道路整備臨時交付金において、交付金額が交付対象経費の1/3以内とされていることで充当事業の選択の余地が狭くなっています。また、補助対象事業は道路を新設・改良するための整備事業に限られています。また、幹線道路における適正な維持補修による安全性の確保は重要な課題となっています。

【県の超過課税収入における指定都市別税収額の推移】



※指定都市別税収は県が市町村税などを基に税目別に作成した推計値

※指定都市市域からの超過課税収入は、法人県民税及び法人事業税の標準税率超過収入額を、県が税目別に作成した推計値を基に按分した本市試算額

【超過課税を活用した本市事業費と補助額の推移】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
超過課税を活用した本市の事業費	122.9 億円	54.8 億円	91.3 億円
うち本市への補助金	2.4 億円	2.4 億円	2.7 億円
本市事業費に対する補助金の割合	2.0%	4.4%	3.0%
本市域からの超過課税収入	34 億円	37 億円	37 億円
本市域からの超過課税収入に対する補助金の割合	7.1%	6.5%	7.3%

この要請文の担当課／財政局財政部資金課 TEL 044-200-2183

令和元年東日本台風による浸水被害等を踏まえた 一級河川（県管理）の治水対策の推進について

■ 要請事項

- 1 令和元年東日本台風で被害のあった一級河川平瀬川における多摩川合流部について、堤防嵩上げ等の機能強化などの対策を国及び本市と連携し、早急にとりまとめるとともに、早期の実施に向けて平瀬川ブロック河川整備計画を策定すること。
- 2 一級河川三沢川周辺地域における浸水被害の最小化に向けた対策として、浚渫等の治水対策を引き続き実施すること。

■ 要請の背景

- 令和元年東日本台風により多摩川において田園調布（上）水位観測所等で計画高水位を超える状況の中、平瀬川（県管理・市工事）においても水位が上昇し、平瀬川の堤防等からの越水が確認され、約6ヘクタールの浸水被害が発生しました。
また、三沢川（県管理・県工事）においても水位が上昇し、三沢川に接続する水路からの越水が確認され、約12ヘクタールの浸水被害が発生しました。これら令和元年東日本台風の浸水被害を踏まえ、現在、国や神奈川県、本市を含む流域自治体が連携し、「多摩川緊急治水対策プロジェクト」に取り組んでいるところです。
- 平瀬川と多摩川合流部における支川処理については多摩川水系平瀬川・平瀬川支川河川整備計画において「関係機関と連携し引き続き検討を進める」とされていることから、令和元年東日本台風を踏まえ堤防嵩上げ等の機能強化などの対策を早急に実施できるよう、国・県及び本市が連携し早期に計画を策定する必要があります。
- 三沢川の浚渫等については、流下能力を向上させる取組であり、三沢川に接続する水路の水位を低下させる方策として重要性が高いものです。

■ 効果等

- 平瀬川及び三沢川流域の治水安全度が向上します。
- 令和元年東日本台風と同程度の降雨に際しても、浸水被害を軽減できます。

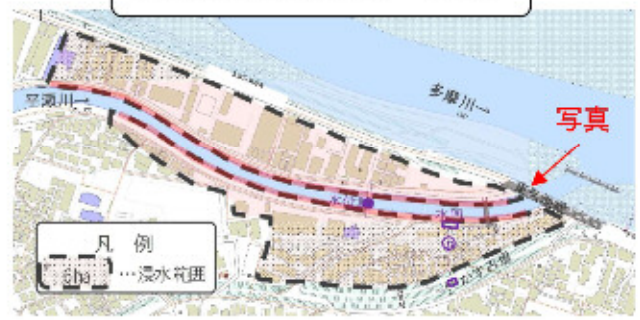
浸水被害の状況



三沢川周辺 (大丸用水との合流部)



平瀬川周辺 (多摩川との合流部)



浸水被害最小化に向けて、早急に対策を進める必要があります。

この要請文の担当課／建設緑政局総務部企画課 TEL 044-200-2854
 道路河川整備部河川課 TEL 044-200-2901

要 請 事 項

神奈川県地域防犯力強化支援事業補助金について

【3 指定都市共通項目】

■ 要請事項

地域防犯力強化支援事業における防犯カメラ設置事業に係る補助金については、地域からのニーズも高く、県の地域防犯力の向上に資するものであることから、引き続き、必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 県警では、「神奈川県警察交番等整備基本計画」に基づき、県内全体で470箇所余りの交番を今後10年間で400箇所程度となるよう統合を進めています。
- 防犯カメラ設置補助については、平成27年度までは神奈川県の単独事業として実施されていましたが、地域防犯力向上のため、事業を拡大し、平成28年度から県・市協調による補助制度が創設されました。
- 当該補助制度に対する地域からの要請は大きく、地域の補助申請数に整備が追いついていない状況にあります。
- 当該補助制度については、令和2年度から令和4年度までの3年間の期間延長が図られたものの、令和3年度以降の県の補助上限額は逡減される計画となっています。地域からのニーズが高く、地域防犯力の向上にも大きく寄与する制度であることから、令和3年度以降の上限額逡減の見直し及び令和5年度以降の補助制度の継続を求めます。

■ 要請額

- 令和3年度計画事業費 17,550千円（県費9,750千円）

■ 効果等

- 防犯カメラの設置は、犯罪容疑者の検挙への貢献はもとより、犯罪の抑止力として、地域防犯力の向上に繋がるものと期待されます。

■ 令和2年度の補助制度

- 補助上限額 1台あたり270,000円

※神奈川県の基本額300,000円に補助率9/10を乗じた額

- 補助率9/10の内訳

- ・神奈川県5/10 (150,000円)
- ・川崎市4/10 (120,000円)



■ 令和3～4年度の補助制度の計画

- 県の補助上限額

- ・令和2年度 150,000円
- ・令和3年度 80,000円 (予定)
- ・令和4年度 40,000円 (予定)

■ 申請状況に対する設置率

	申請台数	補助交付台数	設置率
平成28年度	185台	26台	14%
平成29年度	220台	60台	27%
平成30年度	131台	36台	27%
令和元年度	124台	68台	55%
合計	660台	190台	29%

この要請文の担当課/市民文化局市民生活部地域安全推進課 TEL 044-200-2284

新型インフルエンザ等対策に係る医療資器材等の整備支援について

■ 要請事項

- 1 感染症発生時における医療体制を支える市町村や医療機関等が、地域の実情に応じた柔軟かつ機動的な対応が可能となるよう、必要な支援を行うこと。
- 2 新型インフルエンザ等発生時の患者の受診及び入院受入れ体制を強化するため、新型コロナウイルス感染症発生時に新たに追加した帰国者・接触者外来設置医療機関への医療資器材の導入や備蓄にかかる支援を継続的に実施すること。
- 3 重症患者を受入れる医療機関への人工呼吸器及び陰圧装置の整備を支援する制度を設立すること。

■ 要請の背景

- 新型インフルエンザや新型コロナウイルスなどの感染症に対する医療提供体制は、法令に基づき、都道府県を単位とする「広域医療体制」を構築することとされている一方、感染症防止については地域保健対策として、都道府県や保健所設置市がその任を担っています。そのため、感染症対策にあたっては、広域自治体と基礎自治体とが十分に連携し、対応していくことが重要です。
- 今般の新型コロナウイルス感染症への対応にあたっては、県において国の交付金を活用して、県内の医療機関への整備を進めたところですが、今後においても引き続き医療体制の整備を進め、新たな感染症の発生に備える必要があります。
- 国は新型インフルエンザ等発生時の医療体制整備のため、保健衛生施設等施設・設備整備補助金において、都道府県を交付対象とする補助制度を設けており、県においては、当該補助制度を活用して、市内の新型インフルエンザ等に対応する帰国者・接触者外来協力医療機関へ、平成26年度から令和元年度の間に9医療機関に対して人工呼吸器12台、簡易陰圧装置3台の配備を決定しています。

- 本市においては、新型インフルエンザ等にかかる帰国者・接触者外来は11施設でしたが、新型コロナウイルスにかかる帰国者・接触者外来については17施設に拡充しており、拡充した施設についても必要な支援の対象とするよう要請します。
- 重症患者を入院させ診療する医療機関に対しても、医療機関が必要とする医療資器材の整備を支援する制度を設立するよう要請します。

■ 効果等

- 感染症発生時の患者の初期診療から入院までの医療体制が強化され、市民の健康被害の低減化を図ることができます。

○新型インフルエンザ等関係国庫補助金概要(保健衛生施設等設備整備費補助金)

	補助内容	補助率	補助先	実施状況
1 新型インフルエンザ入院医療機関	○初度設備費(基準額:133,000円) ○人工呼吸器(基準額:2,221,000円) ○个人防护具(基準額:3,600円) ○簡易陰圧装置(基準額:4,320,000円) ○簡易ベッド(基準額:51,400円)	1/2	間接補助(都道府県) ※国から都道府県に対する補助事業であり、都道府県が医療機関に補助しなければ、医療機関は国からの補助を受けることができない。	整備 継続中
2 感染症外来協力医療機関	○HEPAフィルター付空気清浄機(基準額:905,000円) ○HEPAフィルター付パーティション(基準額:205,000円) ○个人防护具(基準額:3,600円)			未整備

○平成26年度からの補助執行状況

帰国者・接触者外来設置協力医療機関11施設のうち9施設へ補助。

補助年度	内訳
平成26年度	人工呼吸器5台
平成27年度	人工呼吸器3台
平成28年度	人工呼吸器2台 簡易陰圧装置1台
平成29年度	人工呼吸器2台
平成30年度	簡易陰圧装置1台
平成31年度	簡易陰圧装置1台
合計	人工呼吸器12台 簡易陰圧装置3台

この要請文の担当課/健康福祉局保健所感染症対策課 TEL 044-200-2446

鉄道駅のバリアフリー化整備事業に対する 財政措置について

■ 要請事項

高齢者・障害者にも使いやすい環境整備に向け、鉄道事業者が行う鉄道駅のバリアフリー化整備事業（エレベーター、ホームドア）に対して必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

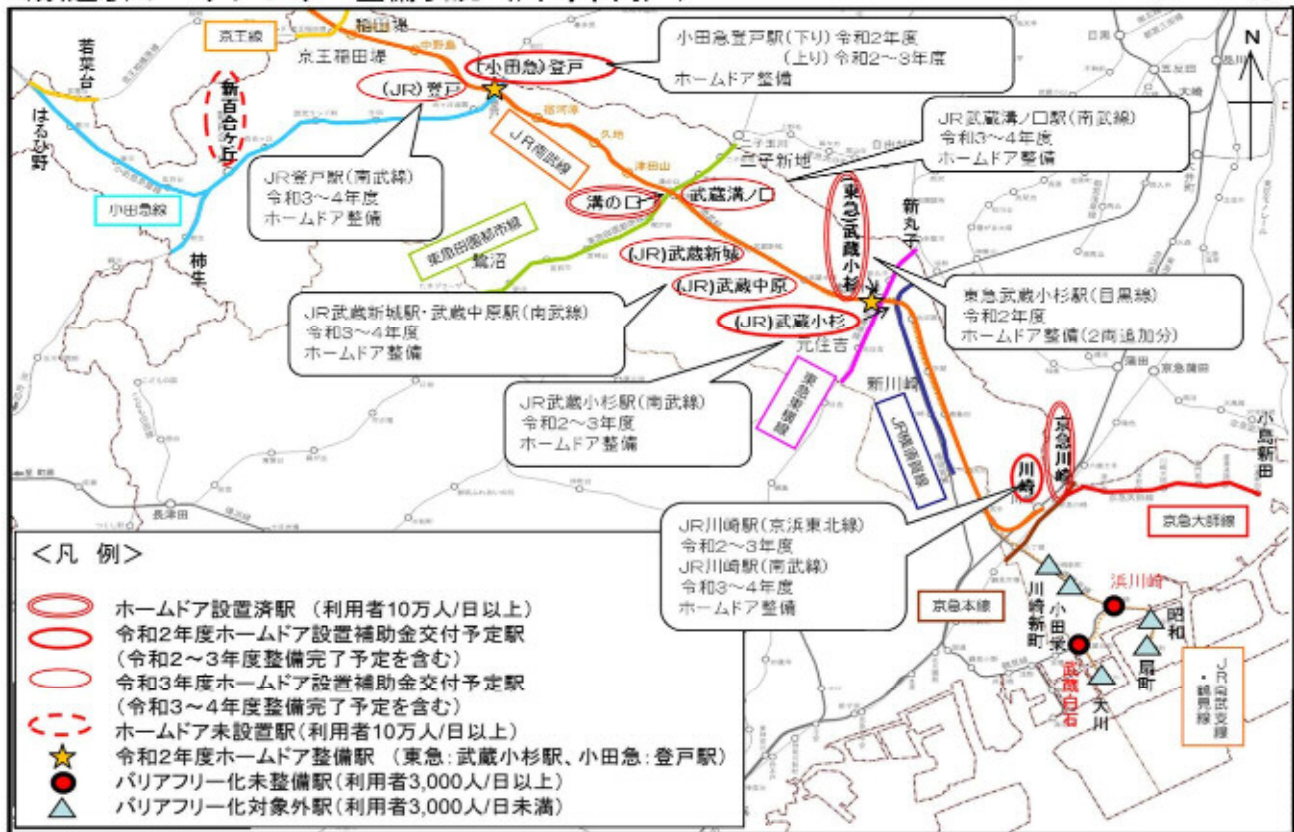
- バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」により、1日あたりの利用者数が3千人以上のすべての駅舎について、原則として令和2年度までにエレベーター等の設置によるバリアフリー化を目標としていますが、本市では完了していない駅があり、バリアフリー化の整備が求められています。
- また、国土交通省では、高齢者、障害者等、すべての駅利用者のホームからの転落を防止するための設備として、ホームドアの整備を推進しており、「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」の中間とりまとめにおいて、10万人以上の駅を優先してホームドアの整備を進めていくこととしています。
本市においても、10万人以上の駅について優先的に整備を進めるとともに、今後は、さらに対策が必要となる駅についても整備を促進していく必要があります。
- こうしたことから、本市では、障害者や高齢者をはじめとしたすべての市民が安心して快適に生活できる都市の実現を目指す「福祉のまちづくり」の一環として、鉄道事業者が行う鉄道駅へのエレベーター等の垂直移動施設やホームドアの整備に対して補助を行っています。
- これまでも、市民生活に身近な鉄道駅を中心にバリアフリー化の取組を推進してきましたが、少子高齢化の進展などを見据えながら、誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりが求められています。本市においては今後も、「福祉のまちづくり」を推進していきますので、県におきましても、引き続き財政措置をお願いします。

■ 効果等

- 鉄道駅のバリアフリー化により、「障害者や高齢者の利用を考慮した鉄道の環境整備」という神奈川県整備方針に寄与するとともに、すべての住民が安心して快適な生活を享受できる「福祉のまちづくり」を推進することができます。

< 鉄道駅のバリアフリー整備状況 (川崎市内) >

(R2.7時点)



※武蔵新城駅・武蔵中原駅…利用者10万人/日未満

< 民間鉄道事業者によるバリアフリー化整備事業の予定 >

対象	令和2年度	令和3年度	令和4年度
J R 川崎駅 (京浜東北線 2線)	ホームドア製作・設置 県補助額 0.4億円 市補助額 0.4億円		
J R 武蔵小杉駅 (南武線 2線)	ホームドア製作・設置 県補助額 0.3億円 市補助額 0.3億円		
小田急登戸駅 (小田原線上り 2線)	ホームドア製作・設置 県補助額 0.4億円 市補助額 0.4億円		
J R 川崎駅 (南武線 2線)		ホームドア製作・設置 県補助額 0.2億円 市補助額 0.2億円	
J R 武蔵中原駅 (南武線 2線)		ホームドア製作・設置 県補助額 0.2億円 市補助額 0.2億円	
J R 武蔵新城駅 (南武線 2線)		ホームドア製作・設置 県補助額 0.2億円 市補助額 0.2億円	
J R 武蔵溝ノ口駅 (南武線 2線)		ホームドア製作・設置 県補助額 0.3億円 市補助額 0.3億円	
J R 登戸駅 (南武線 2線)		ホームドア製作・設置 県補助額 0.3億円 市補助額 0.3億円	
要請額 計 (県・市とも補助金 1/12)		県補助額 約 1.0億円 市補助額 約 1.0億円	県補助額 約 1.2億円 市補助額 約 1.2億円

この要請文の担当課/まちづくり局交通政策室 TEL 044-200-3549

住宅・建築物の総合的な耐震対策による 安全・安心に暮らせるまちづくりの推進について

■ 要請事項

住宅・建築物の耐震化による総合的な耐震対策の充実強化を図るため、住宅及び沿道建築物等の耐震対策への継続的かつ十分な財政措置等を講ずるほか、指定都市とその他の市町村の補助率の格差是正に取り組むこと。

■ 要請の背景

- 大規模地震時に甚大な被害の発生が想定される本市では、既存建築物の耐震化の促進が急務であり、これまで耐震対策の制度拡充に努めてきました。
- 令和2年度に改定予定である「川崎市耐震改修促進計画」に基づき、まち全体の総合的な耐震化に向けて、住宅及び耐震診断義務付け対象建築物の耐震化を更に促進させるために、継続的かつ十分な財政措置のほか、現在、補助対象用途としている住宅及び大規模な学校や病院等以外の商業施設等についても補助対象とするなど、制度の拡充が求められています。
- 沿道建築物耐震化支援事業費補助金については、現在、指定都市に設定されている補助率（1/9）とその他の市町村において設定されている補助率（1/6）に格差があります。

■ 要請額

- 令和3年度事業費
約2.3億円（県費 約0.6億円）
 - ・住宅耐震化事業 約0.8億円（県費 約0.2億円）
 - ・沿道建築物耐震化事業 約1.5億円（県費 約0.4億円）

■ 効果等

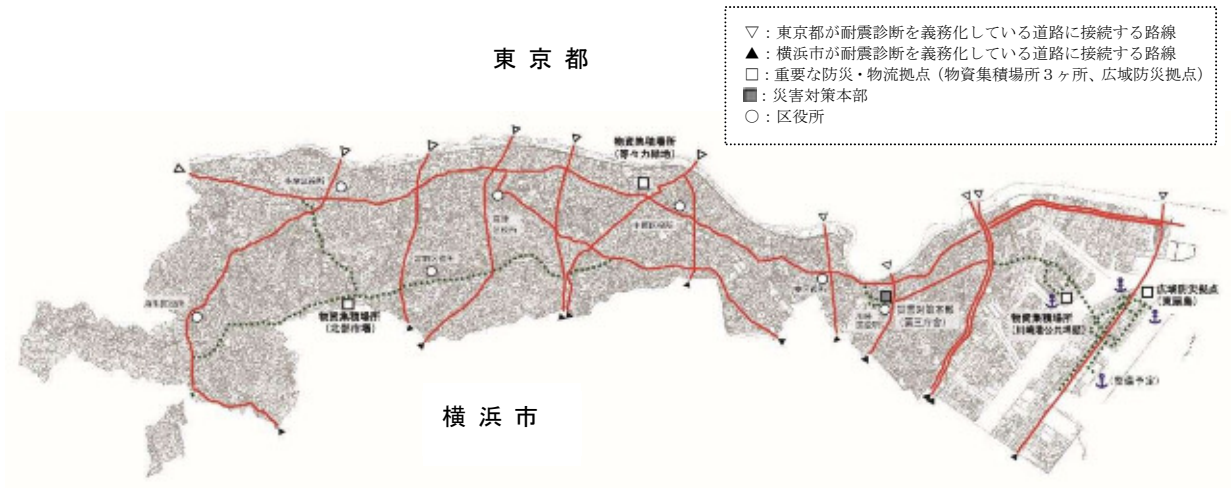
- 住宅及び災害時の緊急物資等を輸送するための緊急輸送道路等沿道建築物の耐震化により、安全・安心に暮らせるまちづくりを推進します。

■住宅・建築物の耐震化事業（民間建築物）

目標：住宅及び特定建築物の耐震化率を令和2年度末までに95%とする。
 （令和元年度末の耐震化率 住宅：93.0% 特定建築物：93.7%）

主な取組

- ・木造住宅耐震対策・民間マンション耐震対策
- ・耐震診断義務化沿道建築物耐震対策

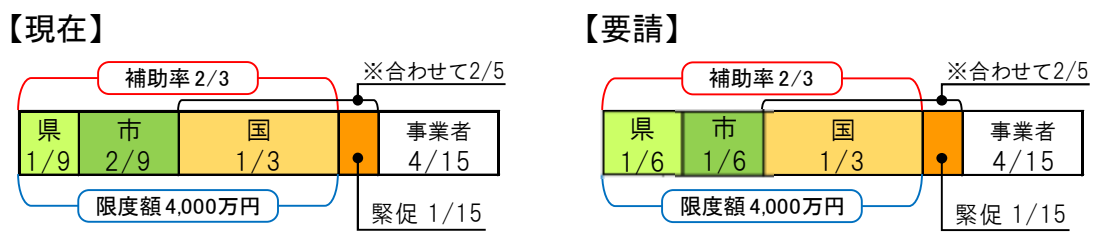


——：緊急交通路（14路線） - - -：第1次緊急輸送道路（17路線） 合計（31路線）

沿道建築物の耐震診断を義務化する道路の指定路線図

- 木造住宅耐震診断士派遣制度実績 ： 平成17年度より累計4,854件
- 木造住宅耐震改修助成制度実績 ： 平成17年度より累計 886件
- 沿道建築物耐震改修等助成制度実績： 平成27年度より累計 105件

※沿道建築物耐震化支援事業の補助率等



この要請文の担当課／まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課 TEL 044-200-3017

地籍調査事業の推進について

■ 要請事項

本事業は市全域を対象としており、事業が完了するまでに長期間を要することから、計画的な事業執行を図るための必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 本市では、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、地籍の明確化を図るため、昭和59年度より麻生区の黒川地区から地籍調査事業を開始しています。麻生区内の調査が概ね完了し、現在は多摩区内の調査を実施していますが、進捗率は、令和元年度末時点で全市面積の約11%にとどまっています。
- 地籍調査を実施した地区では境界が明確となり、大規模災害からの迅速な復旧・復興、まちづくりの円滑な推進等、様々な効果が期待されていることから、本市においても、調査の効率化を図り、事業を推進していく必要があります。
- 第7次国土調査事業十箇年計画の閣議決定を受け、県において策定した「神奈川県地籍調査計画」に基づく本市10箇年の事業量の達成に向け、新たな調査手法の活用や地域特性に応じた調査手法の導入などにより、事業の迅速化・効率化を図る必要があります。

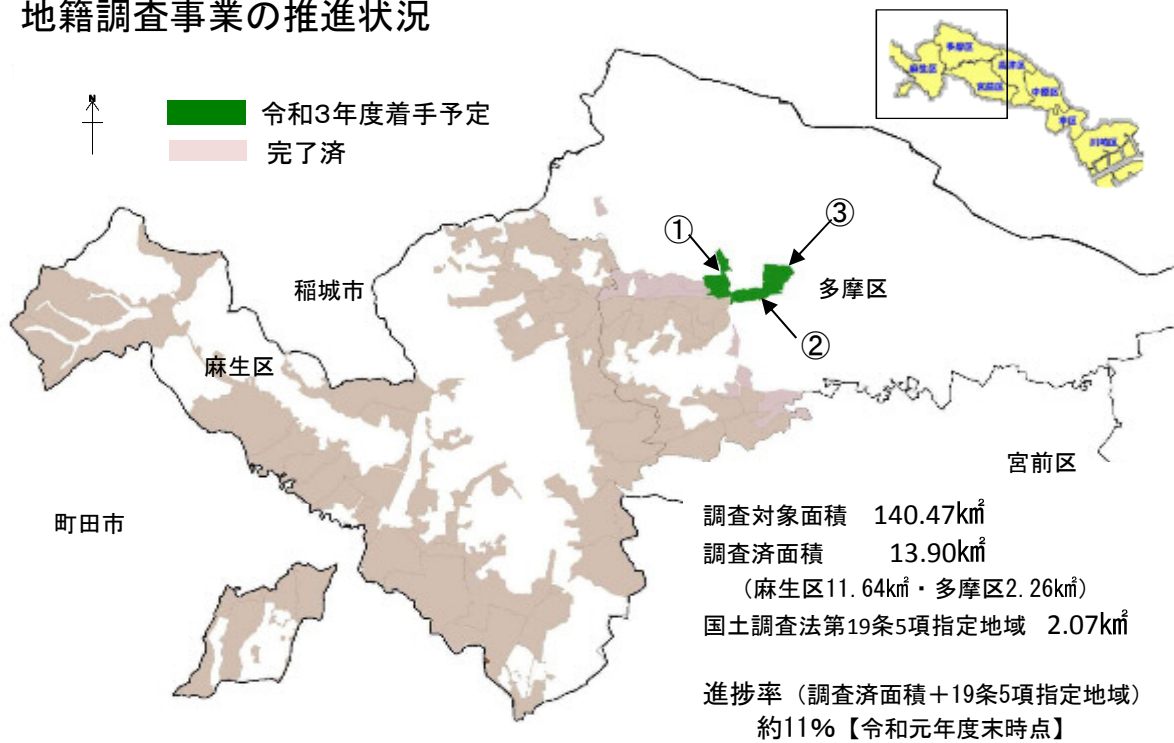
■ 要請額

- 令和3年度計画事業費 23,440千円（県費5,860千円）

■ 効果等

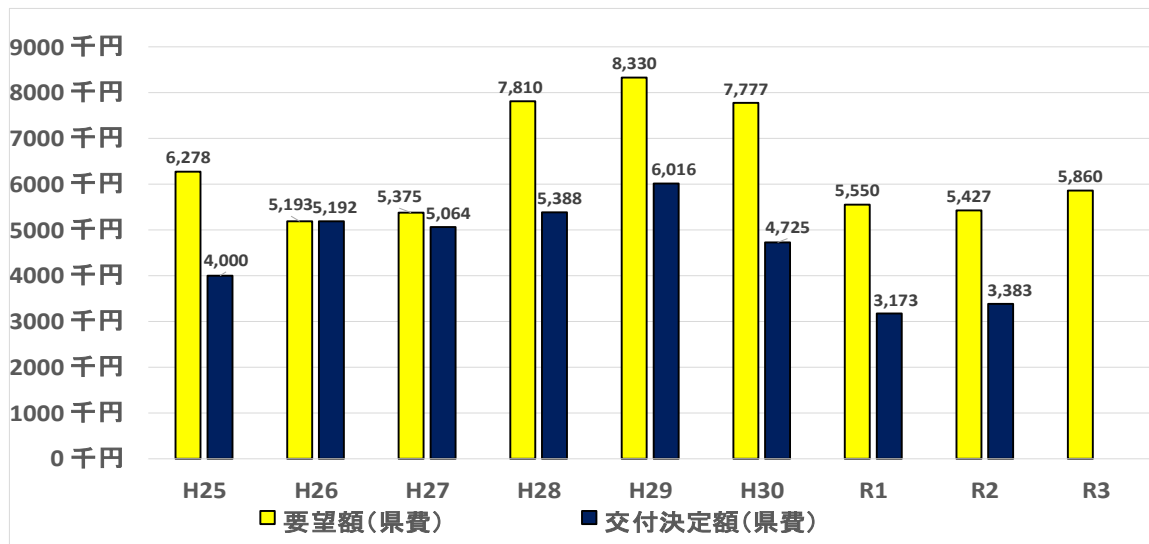
- 災害からの復旧・復興の迅速化、土地取引の円滑化、公共事業に係る事業計画・用地測量の迅速化、固定資産税の課税適正化等

地籍調査事業の推進状況



令和3年度地籍調査事業実施予定計画区			
計画区	調査区域	調査面積	工程
①	73計画区 多摩区生田5丁目、6丁目、西生田2丁目の各一部	0.09km ²	閲覧
②	21計画区 多摩区生田7丁目、三田1丁目の各一部	0.05km ²	一筆地調査
③	22計画区 多摩区生田8丁目の一部	0.08km ²	一筆地調査

地籍調査事業の予算推移



第7次国土調査十箇年計画(R2~R11)に基づく川崎市の取組予定

年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年~11年
国・県	県計画作成 改正法施行				
川崎市	一筆地調査	→			
	街区境界調査		→		

この要請文の担当課/建設緑政局道路管理部管理課 TEL 044-200-2852

五反田川放水路整備事業の推進について

■ 要請事項

本事業は大規模工事であり、事業が完成するまで長期間を要することから、計画的な事業執行を図るために必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 本市では、河川の治水対策を推進するため、緊急かつ重点的対策として時間雨量 50mmに対応できるよう、環境にも配慮しながら河川の改修に取り組んでいるところです。
- 近年、局地的な集中豪雨や観測史上の記録を上回る大雨、都市化の進展等により、都市型水害が深刻になっています。特に洪水時、下流まで約20分で流下する高低差の著しい一級河川五反田川は、下流部及び二ヶ領本川との合流部で急激な水位上昇が生じ、度重なる水害を繰り返してきました。
- 五反田川下流の二ヶ領本川は高度に都市化された地域を貫流し、河道拡幅や掘削による河道改修が困難な状況となっているため、五反田川の洪水を直接多摩川に放流する五反田川放水路整備事業を進めています。
- 事業効果の早期発現を目指し、国及び関係機関が取りまとめた「多摩川緊急治水対策プロジェクト」にも位置付けている暫定的な貯留式での運用を開始しましたが、事業の早期完成には計画的な財政措置が不可欠となっています。

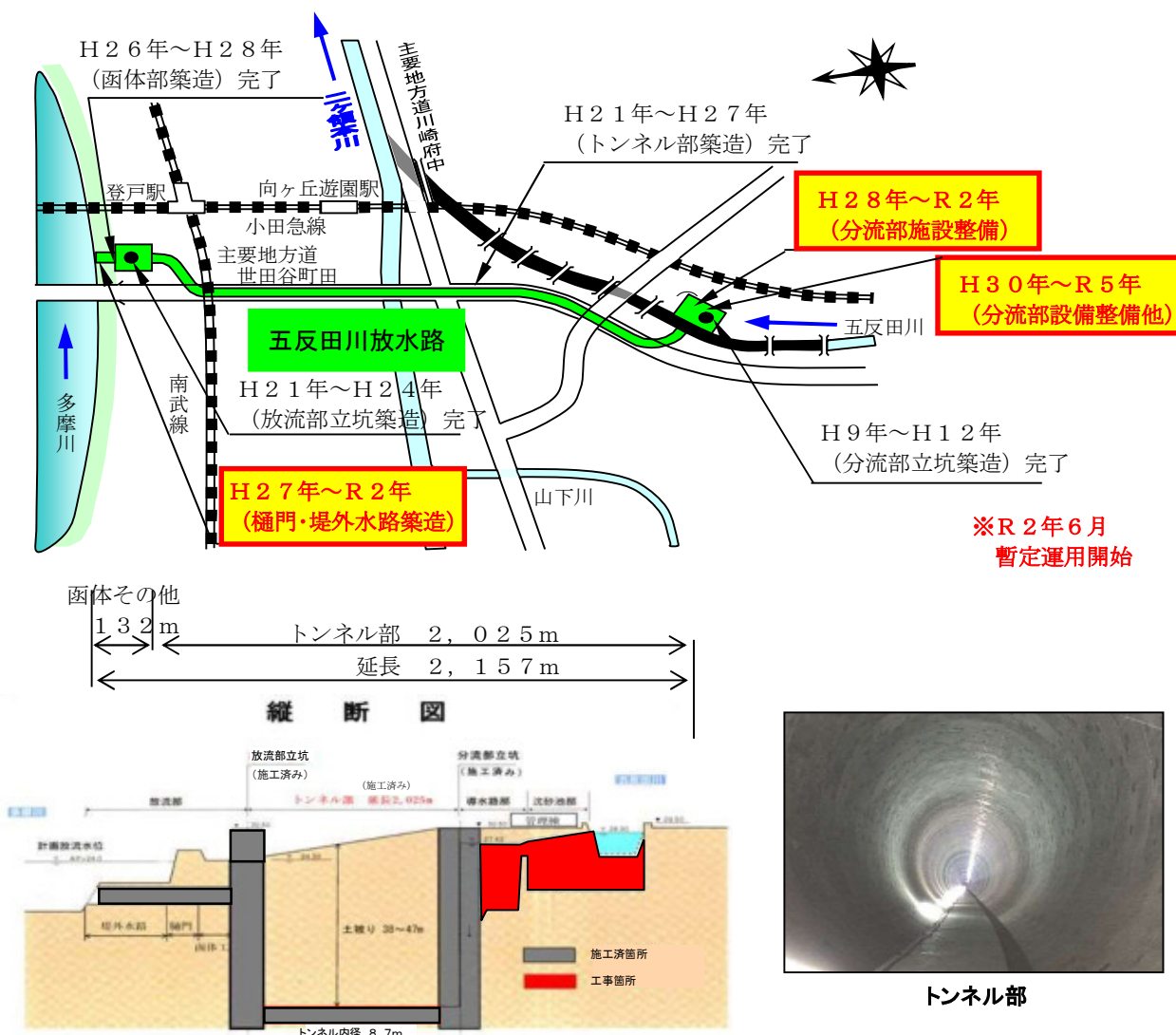
■ 要請額

- 総事業費 約300億円（国費 約85.9億円、県費 約85.9億円）
- 令和3年度計画事業費 約15.0億円
（国費 約4.4億円、県費 約4.4億円）

■ 効果等

- 放水路を暫定的に運用し、雨水貯留施設として活用することで、分流部下流域の浸水被害軽減に寄与します。
- 放水路下流域の五反田川及び二ヶ領本川の流下能力は、将来計画である時間雨量90mmまでの対応が可能となり、治水安全度の向上が図られます。
- 将来的には、面積約341ha、約7,100戸の浸水想定被害が解消されます。

五反田川放水路整備事業の概要



- 計画区間 川崎市多摩区生田8丁目～川崎市多摩区登戸新町
- 計画期間 平成4年度～令和5年度（令和2年度から暫定運用）
- 総事業費 約300億円
- 事業の概要 延長：2,157m、計画高水流量：150m³/秒
 （うち地下トンネル2,025m、函体15m、樋門37m、堤外水路80m）
- 今後の事業費の見込み

		暫定運用						完成		単位:億円			
		H28年度まで	H29年度		H30年度(2018)	R元年度		R2年度(2020)	R3年度(2021)	R4年度(2022)	R5年度(2023)	合計※	
			当初	補正		当初	補正						
事業費	補助	国費	56.2	3.3	1.4	3.5	2.6	1.7	4.2	4.4	4.4	4.2	85.9
		県費	56.2	3.3	1.4	3.5	2.6	1.7	4.2	4.4	4.4	4.2	85.9
		市費	56.2	3.3	1.4	3.5	2.6	1.7	4.2	4.4	4.4	4.2	85.9
		小計	168.6	9.9	4.2	10.5	7.8	5.1	12.6	13.2	13.2	12.6	257.7
	単費	現年	21.2		0.5	2.6	3.4		5.6	1.8	2.6	4.0	41.7
合計	※総事業費	189.8		14.6	13.1	16.3		18.2	15.0	15.8	16.6	299.4	

この要請文の担当課／建設緑政局道路河川整備部河川課 TEL 044-200-2904

河川管理施設の老朽化等対策の推進について

■ 要請事項

- 1 河川の治水安全度確保のため、施設の老朽化・耐震化対策等について、必要な制度の創設や現行制度の要件緩和を県・市で連携して、国に対し働きかけること。
- 2 一級河川平瀬川の施設機能向上を図る改築工事について、国庫補助事業化に向けて県・市で連携して、国に対し働きかけること。

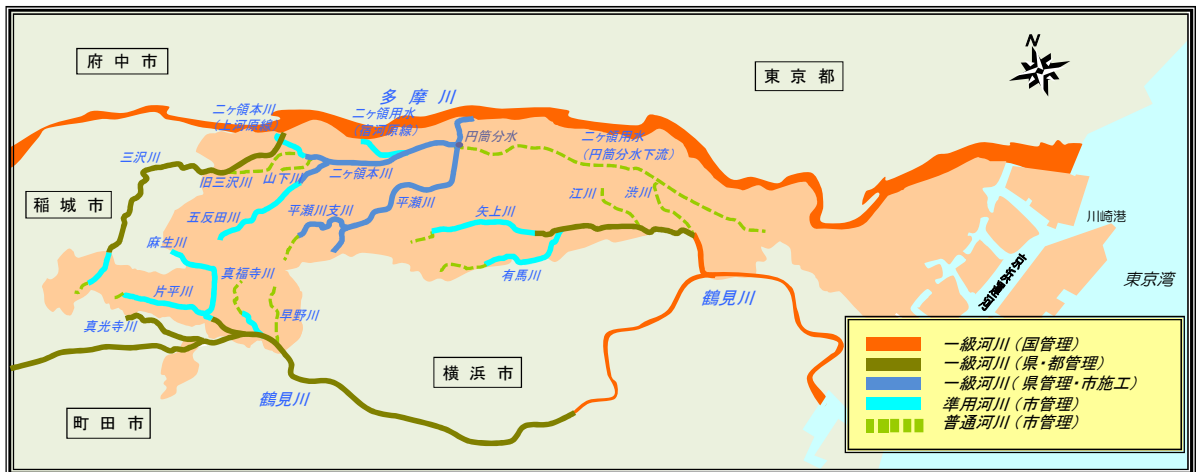
■ 要請の背景

- 本市の維持管理する河川延長は約38kmありますが、そのうち、約6割が、改修後概ね50年を過ぎて施設の老朽化が顕著となっており、首都圏における東海地震や関東直下型地震発生の切迫性の指摘などを踏まえ、河道の治水安全度を確保し、局地的集中豪雨による洪水や地震による災害の防止に備える必要があります。
- 本市では、年間約2億円の予算で日常の維持管理を行っていますが、老朽化した河川管理施設の修繕や更新を適切に行っていくため、新たな財政措置が必要です。
- 平成30年度から、河川管理施設の長寿命化を図る事業について、公共施設等適正管理推進事業債の対象となったところですが、老朽化の著しく進んだ護岸等の施設では、治水安全度の確保や家屋の密集した都市河川の特性から、耐震性等の機能向上を考慮した施設の更新が必要となっています。
- 本市での老朽化等の顕著な事例として、県管理の一級河川であり、本市が協定により施工を行っている平瀬川において、護岸の変状が確認されたことから、治水安全性確保のため耐震性等の機能向上を図る改築工事を市単独事業として実施しています。
- 施設機能向上について、国庫補助事業化に向けた費用負担の調整を行う必要があります。

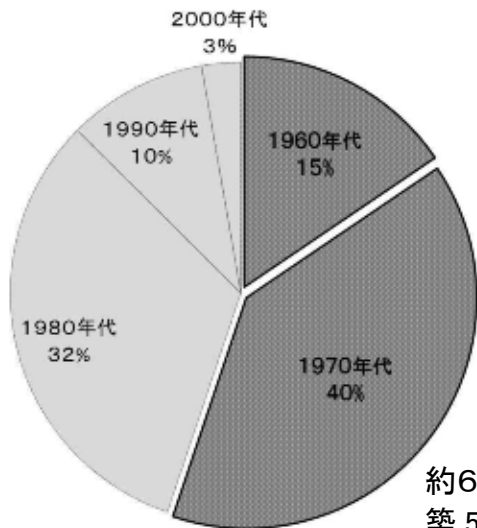
■ 効果等

- 計画的に維持補修・更新することで、施設の長寿命化及び機能向上を図り、治水安全性をはじめ、河川機能の維持が可能となります。

川崎の河川



〔河川整備経過年数〕



約6割(約 21km)が築 50 年以上

〔老朽化の状況〕



変状による護岸施設の目違い

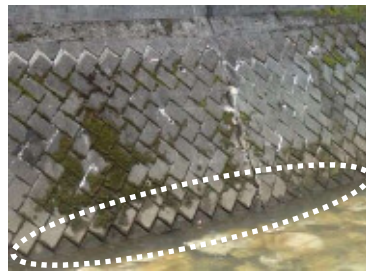


護岸背面部の空洞

〔一級河川平瀬川の護岸更新について〕

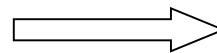


パラペットのズレ(最大 10cm)



護岸の変状(ブロック隙間の拡大)

治水安全性確保のため
施設更新を実施



鋼管護岸へ更新中
【現在は市費にて対応中】



右岸(完成箇所)



左岸(施工中)

この要請文の担当課／建設緑政局道路河川整備部河川課 TEL 044-200-2906

川崎市内における県有施設等の活用等について

■ 要請事項

- 1 県有施設や土地の利用実態に変更が生じる場合は、地域の実情や意見を十分に踏まえた対応を行うとともに、特別養護老人ホームや保育所などの社会福祉施設等の整備を促進するため、県有地の貸付や売却の際の要件緩和及び減額すること。
- 2 右の表の施設については、現状、背景等を踏まえ、配慮すること。

■ 要請の背景

- 県の緊急財政対策の取組により、県有施設の見直しのロードマップが示された後、行政改革推進本部に引き継がれ、今後も不断の取組を重ねることとされておりますが、見直しの検討にあたっては、事前に市との協議を行い、地域の実情を踏まえた検討を進める必要があります。
- 緊急財政対策の対象となっていない県有施設や土地についても、利用形態に変更が生じる場合においては、同様の対応が必要と考えます。
- 高齢化の進展や児童数の増加に伴い、特別養護老人ホームや保育所、障害者通所施設等の社会的需要は高まっており、住民への福祉サービス充実のため、引き続き施設整備が求められています。
- 市域面積が狭く人口密度が高い本市においては、一定の敷地面積を備えた用地の確保が困難となっているため、県有地貸付制度における貸付料の減額や、売却時の優先的譲渡及び譲渡額の減額などにより、県有地を社会福祉施設等の整備に活用することが求められています。
- 現在、県有地貸付制度を利用している介護施設においては、貸付料減額の優遇措置がされていますが、保育所や障害者通所施設等の施設についても、同様の対応が必要と考えます。
- 国有地については、介護施設において貸付料減額の優遇措置がされており、九都県市首脳会議においては、保育所や障害者通所施設等の施設整備についても、同様の優遇措置を適用するよう、県・本市を含む九都県市連名で国に対して要望しています。

■ 施設の現状、背景等を踏まえた要請

	施設の名称等	現状、背景等を踏まえた要請
県有地貸付制度利用	<p>1 境町パイナップル保育園 ※元川崎職業技術校京浜分校跡地</p> <p>2 らいらっく幸保育園 ※元幸警察署塚越公舎跡地</p>	<p>県有地貸付制度を利用し、事業用定期借地権設定契約を締結している施設のうち、介護施設については、平成31年度から貸付料減額の優遇措置が適用されたが、左記の保育所や、今後県有地貸付制度を利用する施設の貸付料の減額について、特段の配慮をお願いしたい。</p>
跡地利用	<p>かわさき健康づくりセンター (旧サンライフ川崎跡地)</p> <p>(1) 所在地 川崎区渡田新町 3-1-1 外</p> <p>(2) 敷地面積 5,227.0 m²</p>	<p>敷地の譲渡については、川崎市で所有する土地との等価交換に向け協議を行うとともに、譲渡までの間は、覚書に基づき、無償貸付を継続していただきたい。</p>

キングスカイフロント等の拠点形成を推進する 羽田連絡道路と臨海部地域の交通ネットワーク基盤 の強化を図る国道357号等の整備について

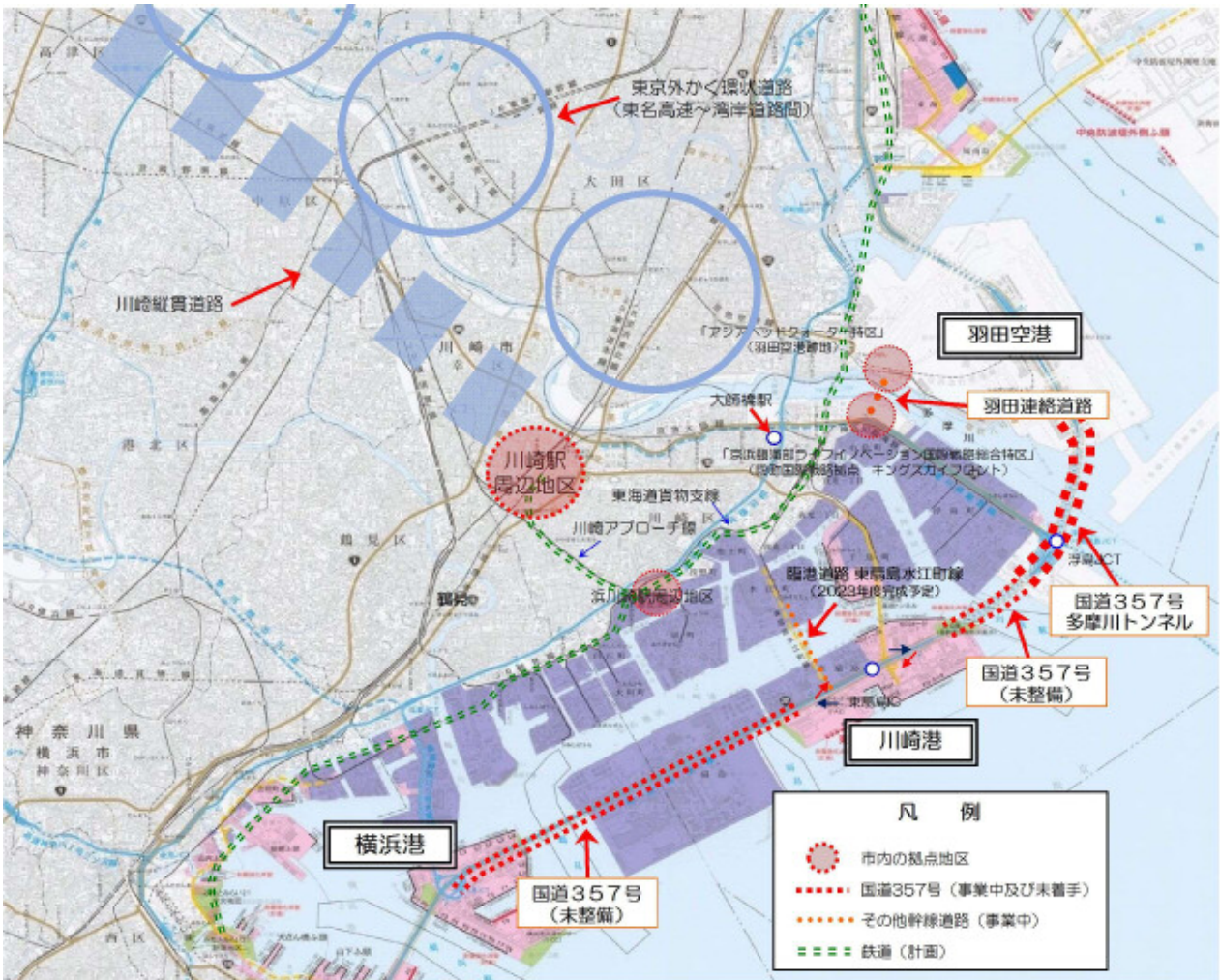
■ 要請事項

- 1 羽田連絡道路については、令和3年度の完成に向け、「羽田連絡道路整備特別補助金」に基づき、引き続き必要な財政措置を講ずること。
- 2 国道357号等の整備には膨大な事業費が見込まれることから、県域における広域的なネットワークとしての意義を踏まえ、財政面における支援などを行うこと。

■ 要請の背景

- 本市の臨海部地域は、京浜工業地帯の中核として日本経済の発展に大きく貢献してきましたが、首都圏における地理的優位性や高度な研究開発機能の集積などを強みとして、既存産業の高度化・高付加価値化や先端産業の集積・創出、物流機能の高度化などにより活力ある地域が形成され、持続的な発展を続けています。本市としても川崎臨海部の発展を持続的なものにするために目指す将来像として「臨海部ビジョン」を平成30年3月に策定し、今後取り組むべき方向性を基本戦略として取りまとめ、その中でも発展を支える戦略として、「交通機能の強化」を位置付けています。
- また、羽田空港の24時間国際拠点空港化や東アジアのハブポートを目指す京浜港の連携強化が進む中で、首都圏の国際競争力の強化を図るためには、空港、港湾の連携軸として、広域的な幹線道路ネットワークの整備が求められています。
- さらに、殿町国際戦略拠点キングスカイフロントでは、国際戦略総合特区及び国家戦略特区の指定を受け、産業の国際競争力強化と国際的な経済活動の拠点形成を進める中核を担うエリアとして、研究機関、企業等の集積が進み、県においてもライノベーションセンターが整備されています。
- このような中、多摩川兩岸のキングスカイフロントと羽田空港跡地地区の連携を強化し、羽田空港を中心とした一体的な拠点形成を加速させるとともに、周辺のまちづくりと一体となった戦略的な都市・交通インフラの一つとして、羽田連絡道路と国道357号多摩川トンネルの整備について、関係者間で合意が図られました。
- 羽田連絡道路は、平成29年の工事着手以降、令和元年東日本台風など気象の影響を受けているものの、令和3年度の完成を目指し、鋭意、工事を進めています。

- 国道357号は、東京湾に隣接する各都市を連絡し、首都圏の経済活動を支え、神奈川県での持続的な発展に大きく貢献する重要な幹線道路であり、現在、羽田空港と浮島を結ぶ多摩川トンネルについて、シールド本線の工事着手に向けた作業が進められています。
- 一方、臨海部地域と市域北部を縦方向に結び、首都圏の環状道路の一翼を担う高速道路ネットワークとして計画されている川崎縦貫道路については、現在、東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会において、外環道との一本化を含めた幅広い検討が行われています。
- これらの路線は、首都圏の広域交通ネットワークを形成し、神奈川県下に効果が広く及ぶことから整備を進めていく必要がありますが、整備には莫大な事業費も見込まれる中、整備促進に向けても羽田連絡道路同様に財政面における支援などが必要です。



この要請文の担当課／建設緑政局広域道路整備室	TEL 044-200-2039
臨海部国際戦略本部拠点整備推進部	TEL 044-200-2547

広域鉄道ネットワークの機能強化について

■ 要請事項

広域鉄道ネットワークの機能強化に向けて、事業の進展に合わせた必要な財政措置や支援策の充実を図ること。

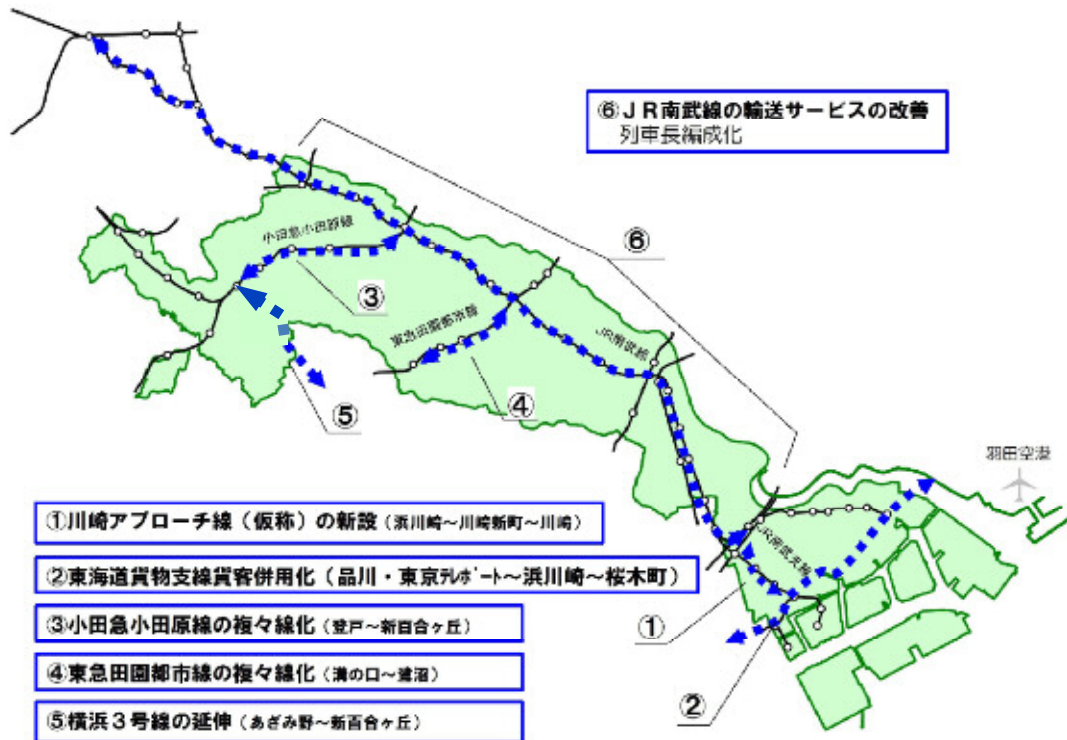
■ 要請の背景

- 首都圏における交通の円滑な処理や都市機能の一層の向上、自動車交通への過度の依存から鉄道等への転換促進のため、質の高い広域公共交通ネットワークや駅施設の機能強化が必要であり、計画的な取組を図る必要があります。
- 国際戦略総合特区及び国家戦略特区の重要なエリアである臨海部では、既存産業に加え、高度な研究開発機能の集積などが着実に進んでおり、我が国の成長戦略の一翼を担う重要な地域であることから、川崎臨海部の目指す将来像として、平成30年3月に「臨海部ビジョン」を策定し、その実現に向けた具体的な取組として鉄道などの基幹的な交通軸の整備等を含む「交通機能の強化」を基本戦略に位置付け、取組を推進しています。
- 武蔵小杉をはじめとした本市内陸部は、将来に渡り夜間人口の増加が見込まれており、本市では、総合都市交通計画の中で、JR南武線の輸送サービスの改善など既存路線における機能強化に取り組むとともに、計画的な施策・事業展開を図ることとしています。
- 別図に示す各路線は、首都圏における広域鉄道ネットワークの機能強化を通じ、広域的な都市間連携や、拠点機能及び拠点間連携の強化に資するものであり、整備のためには関係者間で連携して取組を進める必要があります。
- 横浜市高速鉄道3号線延伸については、本市と横浜市が協調し、事業計画について合意形成を進め、令和2年1月に概略ルート・駅位置を決定したところであり、引き続き、横浜市と相互に連携・協力しながら、早期開業を目指して取組を進めています。

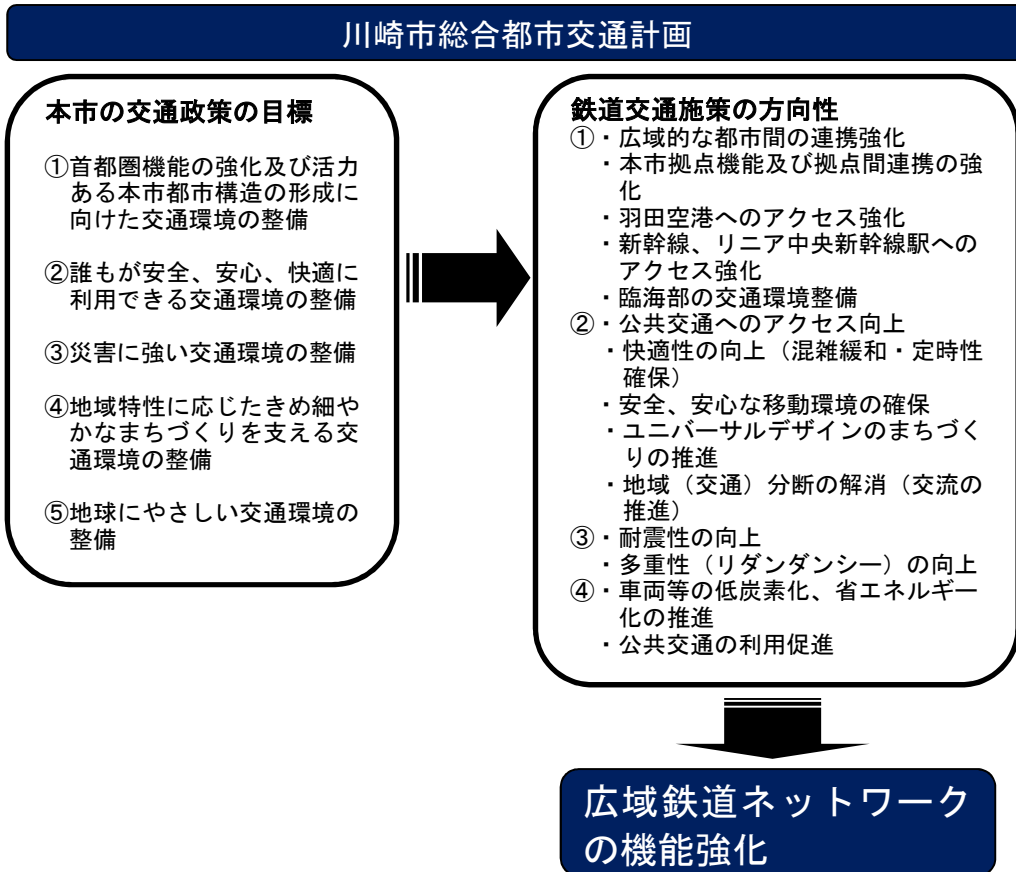
■ 効果等

- 広域鉄道ネットワークの機能強化により、既存路線の混雑緩和が図られるとともに、羽田空港やリニア中央新幹線駅等の高速幹線交通機関へのアクセスが強化され、首都圏における都市間連携の強化等による都市機能の向上が図られることから、首都圏の国際競争力強化に資するものです。

<鉄道ネットワーク機能強化の取組>



<広域鉄道ネットワークの機能強化>



この要請文の担当課／まちづくり局交通政策室 TEL 044-200-2348

拠点地区等の整備について

■ 要請事項

- 1 市街地再開発事業、優良建築物等整備事業について、事業の進捗に応じた財政措置を継続するとともに、新たに実施する地区についても相応の財政措置を講ずること。
- 2 指定都市を区別せず、国県市の重要施策や県全体への波及効果を踏まえた補助対象地区の選定を行うこと。

■ 要請の背景

- 市街地再開発事業や優良建築物等整備事業は、地域の課題解決、都市防災力の向上、省エネ・脱炭素化、都市機能集積、賑わい創出、税収効果など、様々な効果を得ることができ、民間の事業への投資を促し、効果を発現させる意義があります。
- 特に、新型コロナウイルス感染症の拡大による社会経済活動への影響が懸念される中、持続可能な県土の形成と、将来を見据えた力強い都市づくりを実現するためには、投資による着実な事業の推進が重要です。
- 県土の持続的な発展に向け、民間活力を生かしながら、契機を逃さず、良好な住環境の整備や業務・商業機能の導入による雇用創出、さらには税源涵養等を実現するためには、県市協調による財政措置が必要です。

■ 要請額

(単位：億円)

事業名及び地区名	令和3年度 計画事業費	県負担額	着手 年度	完了 年度
合計	約 3.88	約 1.94	-	-
市街地再開発事業関連	約 3.8	約 1.9	-	-
鷺沼駅前地区	約 2.0	約 1.0	R2	R11
柿生駅前南地区	約 1.8	約 0.9	R3	R7
優良建築物等整備事業関連	約 0.08	約 0.44	-	-
戸手4丁目北地区	0	0	H26	R8
川崎駅北口地区第2街区10番館ビル	約 0.04	約 0.02	R1	R4
向ヶ丘遊園駅前北地区	約 0.04	約 0.02	R2	R7

■ 効果等

- 道路や公開空地、防災機能の整備など県民生活の利便性及び安全性向上が図られるとともに、環境に配慮した既成市街地の整備・改善を進めることにより、良好な都市環境の形成が図られます。また、税収の増加も見込まれます。

市街地再開発事業

- 【京急川崎駅西口街区】
- 【鷺沼駅前地区】
- 【柿生駅前南地区】



鷺沼駅前地区

優良建築物等整備事業

- 【戸手4丁目北地区】
- 【川崎駅北口地区第2街区10番館ビル】
- 【向ヶ丘遊園駅前北地区】



戸手4丁目北地区



今後の費用の見込み

(単位：億円)

事業名称	R4 計画		R5 計画	
	計画事業費	県負担額	計画事業費	県負担額
合計	約 14.12	約 7.06	約 16.2	約 8.1
市街地再開発事業関連	約 13.6	約 6.8	約 15.3	約 7.65
(地域生活拠点等)				
鷺沼駅前地区	約 7.5	約 3.75	約 7.5	約 3.75
柿生駅前南地区	約 4.9	約 2.45	約 5.0	約 2.5
(広域拠点)				
京急川崎駅西口街区	約 1.2	約 0.6	約 2.8	約 1.4
優良建築物等整備事業関連	約 0.52	約 0.26	約 0.9	約 0.45
戸手4丁目北地区	0	0	0	0
川崎駅北口地区第2街区10番館ビル	約 0.02	約 0.01	0	0
向ヶ丘遊園駅前北地区	約 0.5	約 0.25	約 0.9	約 0.45

この要請文の担当課／まちづくり局市街地整備部地域整備推進課 TEL 044-200-3009
まちづくり局拠点整備推進室 TEL 044-200-2752

令和 3 年度
県の予算編成に対する要請書

令和 2 年 10 月

編集 川崎市財政局財政部資金課

川崎市川崎区宮本町 1 番地

電話 044(200)2183